

第1回教育委員会会議録

1. 日 時 令和2年4月10日(金)
開会：午後1時30分
閉会：午後2時15分
2. 場 所 筑後市役所 東庁舎 301会議室
3. 出席委員 教育長：中村英司 委員：齋藤百合
委員：久保大 委員：下川博大
委員：吉田和博
4. 事務局
教育委員会次長：森田欣也 学校教育課長：坂本啓悟
社会教育課長：山田邦昭 人権・同和教育課長：古賀毅
学校教育課総務担当係長：堤好弘 教育指導主事：椎窓敏広
指導主事：木下善弘 指導主事：堤豊
学校教育課学校再編担当係長：佐々木稔 学校教育課学事担当係長：井手雄香
5. 書 記
学校教育課：永松貴子
6. 議 題
 - 1 開会のことば
 - 2 教育長あいさつ
 - 3 教育委員会事務局職員紹介
 - 4 議事

公開議案

(1) 議案第34号 筑後市教職員の働き方改革取組指針の一部改正について

教育長 それでは早速ですが、議事に入らせていただきます。

議案第34号 筑後市教職員の働き方改革取組指針の一部改正について提案をお願いします。学校教育課長。

坂本 それでは、資料の筑後市職員の働き方改革取組指針の3ページをご覧ください。

昨年3月にこの指針の決定をいただきました。今回改正をさせていただくところを、すみません、アンダーラインを引いていなかったもので、分からないと

思います。口頭で申し上げますと、4. 目標の(2)「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」についてということで記載をさせていただいているところ、3ページが一番下まで、ここが変更になっているはず1か所、1点です。

この公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインというものを平成31年1月に文科省が作成をいたしました。背景としては、働き方改革という、今、政府が進めている取組の一環として労働基準法の改正がっております。労働基準法の改正で、上限規制として時間外は基本1か月に45時間、1年で360時間というような規制値が労働基準法上で設定されています。そして、それが原則になっていまして、括弧の中にも書いています特例的な扱いというようなことで、特別の場合は720時間とかというようなことも併せてうたっているんですけども、それが民間企業における時間外労働の上限規制としての法律改正というものがされました。

ただ、公務員の場合は労基法の適用がこの部分はされないということになりますので、労基法じゃなくて、別にガイドラインという形で文部科学省が策定をしたと。そして、これは一定の法律的な効力を持つものということになりますので、それを受けて各自治体についても、それぞれのこういうような指針の中に上限規制的な、あくまでも目安ですけども、目安としての上限値を設定するというようなことで取組要請が来ておりましたので、その文科省の考え方に沿って、今回(2)ということで文章を入れさせていただいて、「ガイドラインに適切に対応できるよう取組を進めてまいります」ということで文章を書かせていただいているということになっております。

そして、もう一か所——あと2か所です。4ページ、今申し上げたところと連動いたします6. 具体的な取組内容ということで、①正確な勤務時間の把握という項目がございますけれども、その中身ですね、「教職員の勤務状況を適切に把握する。また、管理職は1月当たりの超過勤務時間が原則45時間を超える者がでないよう、長時間勤務の改善に努める」という文言に改めさせていただきます。

そして、もう一か所改正をするということで、同じ6番の④です。学校閉庁日(市内一斉)の設定ということで、昨年の指針では「最初の長期休業期間中に学校閉庁日を下記のとおり設定する」というふうに書いているところが、夏季休業期間中、平日3日程度、冬季休業期間中、平日2日程度という書き方になっておりました。夏休み3日、冬休み2日、学校を閉めますということだったんですけども、それをトータルで「夏季および冬季休業期間中 平日の6日間程度 ※学校閉庁日については、年度当初に指定を行う。」という表現に改めさせていただきたいと思っています。

昨年度もそうだったんですけど、夏休みを盆付近に1週間休みを取るということで、4日この夏季休業期間中の学校閉庁日を設定しました。そして、冬も2日ということにさせていただいて、そういうような運用がしやすいようにですね、冬がなかなかちょっと、中学校の事情もあって休業日が入れにくいとかという実態もありますので、夏休みと冬休み、そのときそのときの曜日も見ながら、通算6日程度というような設定の仕方のほうが柔軟性があるということで、そういうような改正をさせていただきたいということで案を示させていただいております。

改正点としては3点です。以上です。

教育長 働き方改革取組指針ということで、改正をさせていただくということで提案、説明をさせていただきました。

何かご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。

(なし)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第34号について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いたしました。ありがとうございます。

5 報告事項

(1) 筑後市教育長に対する事務委任規則第3条に基づく臨時代理の報告

【新型コロナウイルス感染防止対策について】

(2) 非常勤職員の任用について

6 その他

(1) 次期教育委員会

(2) 今後の教育委員会日程について

7 閉会のことば